altplus



2025年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス 代表 者名 代表取締役 石 井 武 (コード番号:3672 東証スタンダード市場) 問合 せ 先 執行役員 経営企画室長 高橋 有理 可 (Tel.050-5306-9094)

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日(2025年11月20日)開催の取締役会において、2025年12月25日開催予定の当社第16回定時株主総会にて議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」(以下「本件」と総称します)を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第 447 条第1項及び会社 法第 448 条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、減少する資本金及び資本準備金の 全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に変 更はございません。また払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆さ まの所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じることはございません。

2) 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025 年 9 月 30 日現在の資本金の額 184, 466, 117 円のうち、174, 466, 117 円を減少して 10,000,000 円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を 10,000,000 円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日2026年2月28日

3) 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2025 年 9 月 30 日現在の資本準備金の額の 184,466,116 円のうち、174,466,116 円を減少して 10,000,000 円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本準備金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本準備金の額を 10,000,000 円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日2026年2月28日

2. 剰余金の処分の件

1) 剰余金の処分の目的

当社は、2025 年9月期末において利益剰余金の欠損額 480,221,643 円を計上しております。この欠損額を補填し、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

2) 剰余金の処分の内容

会社法第 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充 当いたします。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 480,221,643円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 480,221,643 円
- (3) 効力発生日 2026年2月28日

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- 1) 取締役会決議日:2025年11月20日(本日)
- 2) 定時株主総会決議日: 2025年12月25日(予定)
- 3) 債権者異議申述公告日: 2026年 1月16日 (予定)
- 4) 債権者異議申述最終期日:2026年2月16日(予定)
- 5) 効 力 発 生 日:2026年2月28日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。また、発行済株式総数にも変更はないため、1株当たりの純資産額に影響を与えるものではありません。

なお、本件は、2025 年 12 月 25 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、それぞれ承認可決されることを条件としております。

以 上